**様式１（第３条関係）**

 　　　　　　　　　　年　　月　　日

　島根県知事　様

 団体名

 代表者 住所

 　 　　　　氏名

河川等美化事業・草刈事業交付金交付申請及び実績報告書

　下記のとおり　美化活動　草刈活動　をしたので、交付金　　　　　　円を交付されたく申請に併せて実績を報告します。

　なお、本活動について他の助成を受けていないことを申し添えます。

記

１．対象区間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 河川・海岸・砂防施設名 | 区　　　　　間 | 概ねの延長（km） |
|  |  |  |

２．活動の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動年月日 | 活動内容 | 参加人数 | 活動時間 |
| 月　　　　日 |  | 　　　　人 | 　　　時間 |
| 月　　　　日 |  | 　　　　人 | 　　　時間 |

　＊集草、焼却等を草刈り日と別の日に行う場合は、その作業時間を草刈り日の時間に加えるものとする。

３．交付金額の算定

 　　　人×　　時間×２５０円＝　　　　円

　　　　　　　 　　　個×　　　　円＝　　　　円

４．添付書類

 ①美化活動：

　　・購入物品の領収書（写）

　　・購入物品及び作業状況写真

　②草刈活動：

　　・同一箇所作業前後の写真（４枚程度）

 ・活動中の写真（２枚程度）

　　・購入物品の領収書（写）・・・必要な材料費等を申請する場合に添付

　　・購入物品写真・・・必要な材料費等を申請する場合に添付

**様式２（第４条関係）**

指令第　　　　　　　号

団体名

代表者住所

氏名 　　　　　 様

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　年度　美化活動・草刈活動　交付金については、下記のとおり交付金の交付を決定します。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

 島根県知事　氏　　　名

記

　　　　１．交付金額　　　美化活動：金　　　　円

　　　　　　　　　　　　 草刈活動：金　　　　円

**様式３（第５条関係）**

河川等美化事業・草刈事業交付金請求書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請求金額 | 美化活動 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 草刈活動 |  |  |  |  |  |  |

上記金額を請求します。

　　年　　月　　日

 団体名

代表者住所

　　　　氏名

 島根県知事 様

運用上の留意事項

**１．施設別の適用**

「ハートフルしまね」要綱第４条に基づき、以下のとおりとする。

《道路、臨港道路》

　「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」による。

《河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、地すべり防止施設、治山海岸施設、漁港施設》

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」による。

**２．複数施設の取り扱い**

認定したそれぞれの活動を対象とする。ただし、同一の消耗品費等の交付にあたっては、重複して交付することはできない。

**３．重複施設の取り扱い**

　　認定したどちらか一方の活動を対象とする。

**４．他からの助成との重複**

　　市町村や土木協会からの助成、河川浄化事業による市町村からの委託等、他からの助成金等を受けた活動の範囲は、交付金の対象とならない。

**５．交付金の対象となる活動**

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」による交付金の対象となる活動は、第２条第２項表中の表に掲げる活動とする。

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」による交付金の対象となる活動は、第２条第２項表中に掲げる活動とする。なお、表中の「施設の美化に寄与する活動」には、美化看板の設置等も含む。

草刈事業交付金の単価算出根拠は、草刈機械の燃料費及び機械損料であるが、「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第２条第２項の表中の「活動時間」には、準備・片付け等の時間を含めて良い。

**６．交付金の対象となる消耗品等の購入**

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第２条第２項の表中の「その他草刈活動に必要な材料費等」として認められる費用とは、草刈活動において、処分用の袋を購入した場合、機械の刃が損傷し購入した場合、処分場での処分費が掛かった場合などをいう。なお、「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」を適用する場合及び市町村からの河川浄化委託を受けている場合は、それらは単価に含まれているものと解釈する。

**７．新型コロナウイルス・熱中症対策について**

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」第２条第２項の表中の「その他美化活動に必要な材料費等」及び「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第２条第２項表中の「その他草刈活動に必要な材料費等」、同要綱の第２条第２項表中の「その他美化活動に必要な材料費等」において、感染症対策衛生用品（マスク、消毒液等）並びに熱中症対策飲料代を交付金の対象とする。

**８．交付申請**

　　「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第３条の交付金交付申請及び実績報告書（別記様式１）の提出は、市町村からの助成及び河川浄化委託等との重複が無いか確認する。